

## 社会から信頼される企業であり続けるために 社内体制整備と的確な運用を経営の最重要課題の一つとして取り組みます

### 経営の効率性と企業活動の公正性・透明性を維持・向上

豊田自動織機は、基本理念を実践し、社会的責任を誠実に果たすことにより、社会から広く信頼を得て、長期安定的に企業価値を向上させることを経営の最重要課題の一つとしています。そのためには、事業活動を通じて豊かな社会づくりに貢献するとともに、株主やお客をはじめ、取引先、地域社会、従業員などステークホルダーとの良好な関係を築くことが重要となります。

経営の効率性と企業活動の公正性・透明性を維持・向上させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築するとともに、経営の監督機能強化や情報の適時開示などに取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっています。

### 迅速かつ効率的な経営体制をめざして

豊田自動織機では、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定および職務執行状況の監督を行っています。また、副社長以上および案件に応じ社長が指名する取締役をメンバーとして、ビジョン・経営方針・中期経営戦略・大型投資などの重要案件を審議するためにマネジメントコミッティを設置しています。一方、当社は「事業部制」を採用し、各々の事業活動においては、権限の多くを事業部に委譲しています。そのため、社長が各事業部の最高責任者に対して事業の執行状況を定期的にフォローする事業執行会議を設置しています。なお、月々の事業執行状況は、

取締役、執行役員で構成する経営会議で確認を行い、情報の共有化をはかっています。

こうした取り組みが的確な経営判断を可能とし、迅速かつ効率的な経営体制の確立に寄与しています。

### 監査役の下に監査役室を設置して 監査機能を強化

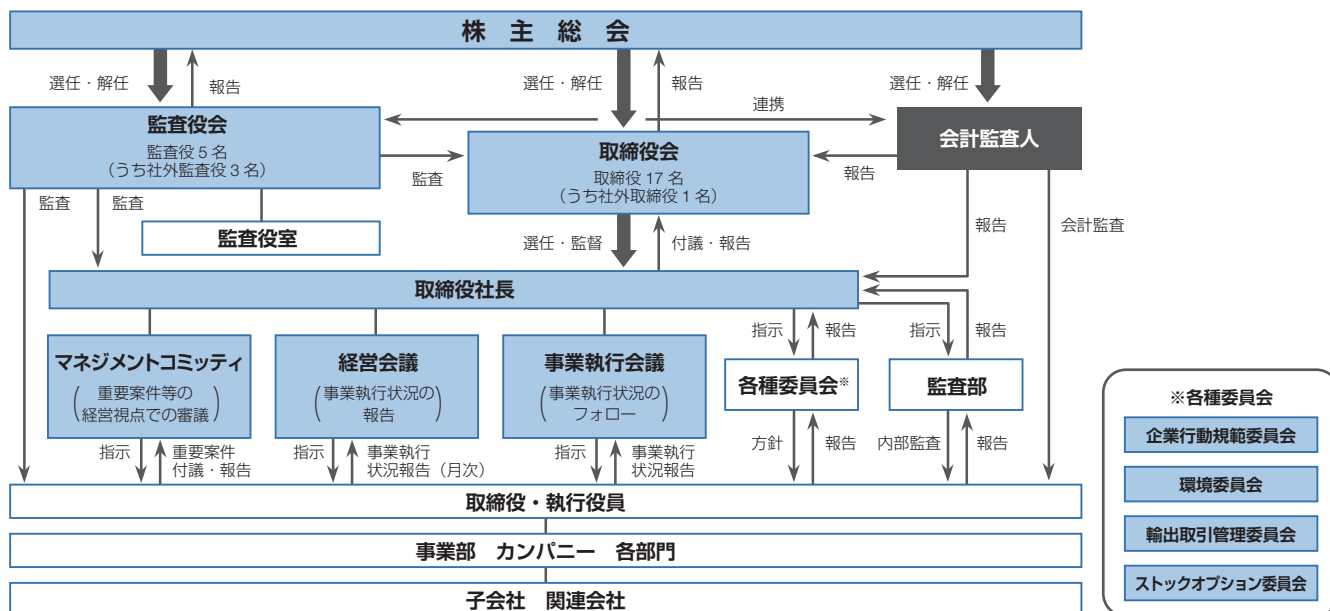
豊田自動織機は監査役制度を採用しています。監査役は取締役会に出席し、審議内容を確認しています。また、監査役は毎月監査役会を開催し、監査方針・報告など重要事項の協議および決議を行います。

さらに、監査役の下には監査役室を設け、専任スタッフを配置して取締役の職務執行に対する監査機能を強化しています。

また、監査役は会計監査人および内部監査を担当する監査部と連携し、適宜報告を受けるとともに必要に応じて追加調査などの対応を取っています。

### 各種の委員会を設置して全社的な重要課題 に対応

コンプライアンス（法令・企業倫理の遵守・尊重）、環境保全などの全社的な重要課題に対応するために、企業行動規範委員会、環境委員会、輸出取引管理委員会、ストックオプション委員会等、各種の委員会を設置し、経営や企業行動のあり方についての審議、モニタリングを実施しています。



## 内部統制システムを整備

豊田自動織機は、会社法の定めるところにより、2006年5月に「内部統制の整備に関する基本方針」を取締役会で決議し、「業務の有効性、効率性」の向上、「財務情報の信頼性」の確保、「コンプライアンス」の徹底に取り組んでいます。諸制度、組織など体制を整備するとともに、諸規定の見直し、およびその運用状況を評価、改善するというサイクルをまわし、実効性のあるしくみの構築を進めています。

2007年度は、企業不祥事の頻発という社会動向をふまえ、「コンプライアンス」の徹底への取り組みを強化して活動してきました。また、2008年度決算に向けて、J-SOX法への対応の準備を進め、「財務情報の信頼性」の確保に資するシステムの構築と運用、評価を進めています。一方、反社会的勢力の排除に向けた基本的考え方を開示するとともに、対応責任部署を明確にして、対応マニュアルを整備するなど社内体制を確立しています。

## 企業行動規範委員会を中心に コンプライアンスを徹底

豊田自動織機では、コンプライアンスを“法令を遵守するだけでなく、文化や慣習についても時代の変化に合わせて尊重していくこと”と考えています。

社長を委員長とする企業行動規範委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス、クライシス対応などの企業行動を統括しています。取締役と執行役員および監査役をメンバーとして年数回開催し、重要問題の発生状況とその対策・対応の確認、次年度の取り組みについて審議しています。

従業員への教育・啓発については、階層別・専門分野別の全社教育のほか、法令主管部署による関連部署の担当者教育などを実施するとともに、従業員の意識高揚を目的に様々な啓発活動を行っています。そして、管理者に対しては、コンプライアンスのe-ラーニングを導入、2007年度に全員が修了しています。

また、子会社・関連会社の経営者、実務責任者を対象にコンプライアンス研修会を定期的に開催するなど、企業グループ全体でコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

## 行動指針

### 「会社と従業員の行動の手引き」を周知徹底

グループ全体へのコンプライアンス徹底のために、具体的な行動指針を「会社と従業員の行動の手引き」（1998年初版、2006年11月改訂版）としてまとめ、全員に良識ある行動を求めています。会社として、また従業員として守らなければならないことについて、法令はもちろん企業倫理に照らして、「すべきこと、すべきではないこと」を明示しています。

この行動指針は、当社グループの企業行動の基本であり、教育・研修などを通じて継続的にその浸透をはかっています。

## 企業倫理相談窓口など各種相談窓口を設置

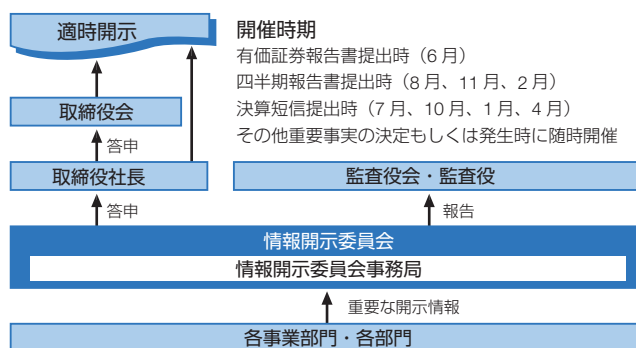
コンプライアンスに関する従業員からの相談窓口として、社外弁護士が対応する「企業倫理相談窓口」を設置。プライバシーを保護することによって、相談者に不利益が及ばないように配慮し、誰でも安心して相談できる体制を整備しています。

また、お客様や地域住民からの意見・要望、従業員やその家族からの様々な悩み・疑問などに応えるため、各種相談窓口を設置し、適切な対応が可能な体制を整えています。

## 適時情報開示

豊田自動織機は、全てのステークホルダーに対して、ネガティブ情報を含めた企業情報をタイムリーに開示していくことが重要と考えています。情報開示に際しては、情報の内容の適正性を確保するため、「情報開示委員会」を開催して、情報の重要性和適時開示の必要性を検討、判断しています。その結果は、東京証券取引所の定める適時開示規則に則り開示しています。また、和英のホームページに、財務情報や決算短信などを同時に掲載するなど、国内外への公平な情報開示に努めています。

2008年度からは、従来の社会環境報告書とアニュアルレポートを「豊田自動織機レポート」として一つにまとめ、公開情報の充実をはかっています。



## 株主の権利を尊重

豊田自動織機は、多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、株主総会の開催日の早期化をはかるとともに、その運営にあたって、「開かれた株主総会」をめざして営業報告や質疑応答を丁寧に行うよう努めております。

配当については、安定的な配当の維持を基本に、業績や配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を行っています。2007年度の年間配当金は、1株当たり10円増の60円とし、配当総額は187億円となりました。

また、経営陣と会社の利害を積極的に一致させ、企業価値の最大化に向けた経営活動を促進することを目的に取締役、執行役員を中心に新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。